

自治会町内会問題と住民訴訟 (3)

岸根 正次

昨年4月、横浜市は、市連会 区連会が作成または入手し保管中の文書について、平成15年5月にオンブズが横浜市情報公開・個人情報保護審査会に対して行った異議申立どおり、対象行政文書に改めることを決定した。

さる12月9日、上記決定にもとづき全18区の区連会が夫々作成保管している「平成17年度・研修会実施伺」及び「平成17年度・現金預金出納帖」の情報開示を求め、当該行政文書の内容を調べてみた。

結果、各区連会の驚くべき実態があらたに明らかとなった。とりわけ、これが市の構造や制度に根ざすものであるならば、看過するわけには行かないのである。

1. 市は区連会のことを「独立した任意団体」と言い張るが、実態は「市が実権を握る」官製下請団体である。

(1) 区連会長が決裁した痕跡のない「研修会実施伺」が、10の区連会に存在していた。

12月9日の開示請求日までに研修会を企画実施した区連会は14であるから、3分の2以上71%の区連会が自らの判断と関与を制度的に排斥され、市の職員である事務局長らが研修会の一切を企画、決定するという仕組みになっていたのである。

もとより、当の10の区連会規約は、例外なく「会長は、会を代表し、会務を掌理する」と規定しており、事務局長が事業実施及び予算執行を専決するとの定めはない。

(2) 公費である地域振興協力費のみに依存する区連会が、平成15年度の9つから平成17年度は11と2つ増え全体の61%を占めるに至った。

現金預金出納帖の集計結果にもとづくものであるが、この事実は、少なくとも「独立した任意団体」という実態無視の区連会の現行定義そのものを否定することは明らかである。

当の区連会が会費を徴収しないこととした理由に興味はあるが、いずれ、住民訴訟の場で、毎年一律150万円という極めて不合理な地域振興協力費支出額が「市民の納めた税金の無駄遣い」を招くとの趣旨が判決理由に示されるものと信じている。

ちなみに、最近の2年間に会費徴収を中止した2つの区連会は、泉と保土谷である。

2. 実権を握り研修会を企画推進する区の職員らには、「お金」に対する意識がまるでない。「市民の納めた税金の無駄遣い」を招くのは、けだし必然である。

(1) 事業を企画立案する際の絶対要件である「そもそも費用は一体いくらかかるのか」が、全くわからない実施伺が堂々と作成され、さらにこれをもとに案件が決裁されていたのである。

そして、このような区連会が、対象14区連会のうち8区連会(57%)もある。構成比が57%ということは、「経費は不問、予算を使い切ることが肝心」という時代錯誤のそして納税者の神経を逆なでするような考え方が市の職員普遍の認識であったということである。

本件実施伺には3名もの職員が関与している。当然のことながらかかる欠陥実施伺を決裁した事務局長の責任は極めて重大である。加えて、このような欠陥実施伺に合議印を恥ずかしげもなく押捺する区長らが実在しているのが市の現状である。

(2) さらに、残る6つの区連会すべての実施伺についても、添付資料が企画書の態をなしていないという問題である。

一部に収支予算書を添付するなど体裁を整えているように見えるケースもあるが、肝心の夫々の数値妥当性について検討した痕跡が

なく、数字を単に羅列した説得力を欠く内容の企画書ばかりである。

換言すれば、研修会実施の必要性和実施内容の妥当性を具体的に検討したことが確認できる企画書が「ゼロ」だということである。参考までに、妥当性検討の切り口を具体的に挙げるならば「なぜ宿泊する必要があるのか」「どうして午前でなく、午後に出発するのか」「なぜ定例会を旅館で行うのか」「見学予定がないのになぜ遠隔観光地に出掛けるのか」「見学施設近くにビジネスホテルはないのか」「見学施設と宿泊旅館の位置合理性は」「研修と言えらるる宿泊費か」「飲食費は研修にふさわしい金額か」「去年はどうしたか」「類似立地の〇区は、どこを見学したか」「途中でそこに立ち寄る意味は」「見学を研修成果に反映させる討議をいつどこで行うか」「片道6時間もかかる見学施設を選ぶ理由」「同行職員を選ぶ根拠」「研修会実施をいつ区民に周知するか」「参加者の感想文、レポートの提出期限を〇日とする理由」などが考えられる。

3. オンブズは不法不当行為の是正を目的としている。市は区を統治する能力を有していないことがわかったので、今後、戦略の多角化を検討する必要があるとそうだ。

(1) 住民訴訟第3弾(都筑区長らに対する出張旅費等返還履行請求)の被告答弁書で、被告側は次のように答弁している。

「地域活動係長会議の席上で、横浜市市民協働推進事業本部からの出席者が、『研修会等を行うにあたっての職員1人あたりの食料費の支出について、金6,000円までは社会通念上認められる範囲だとした判例はあるけれども、研修会等を行う際には、その内容がそもそも適切であるかどうかを十分に検討することが必要である』という趣旨の発言をしたことはあるものの、具体的金額を含む基準を示したことはない。」

市は、なぜ具体的な基準を示さないのか。司法の判断にすべてを委ねるのではなく、市の方針に沿った施策を実現するため主体的に

夫々の具体的な基準を制定し、現場の区等を統治することが本部の機能であり責務であると思う。被告側の答弁は、横浜市市民協働推進事業本部所管者の職務怠慢を露呈しているというほかない。

(2)平成17年度・研修会実施同等をもとに集計したところによれば、まだまだ区連会構成員及び市職員による公の財産の私物化が是正されたと言える状況ではない。

是正が徹底しない理由は、市の所管本部が現場の区を統治する能力を備えていないためであり、民間企業では到底あり得ないことである。

ちなみに、前記開示資料により把握できたもののうち、一人あたり研修費から参加費・寄付等を差し引いた差額(=参加者一人あたりの区連会負担額)が1万円以上の区連会は、次のとおりである。

- ・地域振興協力費のみに依存している区連会
 - 港北：3万円、
 - 緑：2万4千円、
 - 都筑：2万3千円(前年 4万9千円)、
 - 保土ヶ谷：1万6千円、
- ・地域振興協力費と構成員らから徴収する会費で運営している区連会
 - 南：2万8千円、

以上



YOMIURI ONLINE 2005/9/28

市議会、政務調査費に領収書 5万円以上で公開

大阪市議会の自民、民主、公明の与党会派は28日「第2の議員報酬」として批判の強い政務調査費について、支出内容を示す領収書を来年度分から公開することで合意した。同市議会の政務調査費は年間1人あたり720万円で、都議会と並び全国一高額。対象は5万円以上の支出で、今年度中に条例を改正する。

(中略) 今後、既に公開を決めている札幌、福岡市などを参考に公開方法などを検討。06年分の公開は収支報告書が提出される07年5月以降となる。